

社会体育施設等の使用料が変わります

(令和3年4月1日～)

高千穂町では、平成8年より体育施設使用料が据え置きとなっておりましたが、消費税率引き上げに伴う光熱水費の増額ならびに施設を利用する方（使用料）と利用しない方（税金）との負担の公平性を確保するために、令和3年4月1日より使用料の改定を行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

総合運動公園 ※太字が改定後、()内が現行金額 (－)は現条例に記載がないもの (単位：円)

区分		単位	使用料			
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合		
				一般	児童・生徒	
運動施設	総合競技場	全面	1時間	5,000(4,000)	420(400)	320(－)
		半面	1時間	2,500(2,000)	210(200)	160(－)
		トラックのみ	1時間	5,000(－)	300(－)	200(－)
		メインスタンド控室及び放送設備	1時間	2,500(2,000)	1,000 (1,000)	
	野球場	全面	1時間	5,000(4,000)	420(400)	320(－)
	庭球場	1コート	1時間	2,500(2,000)	220(200)	160(－)
	サブグラウンド		1時間	750(－)	50(－)	
夜間照明施設	区分		単位	全点灯の使用料	1/2点灯の使用料	
	総合競技場	全面	1時間	3,200(3,000)	2,100(2,000)	
		半面	1時間	2,100(2,000)	1,400(1,300)	
	野球場	全面	1時間	4,000(3,800)		
	庭球場	1コート	1時間	530(500)		

※町外の利用者は5割増し料金とします。

※駐車場のみの占用時、占用面積に応じ500～2,000円の使用料を徴収します。